

2013年2月18日
公益社団法人日本複製権センター

JRRC 使用料規程改定について

(使用料規程改定について)

JRRC は 1991 年の設立以来 21 年間、同じ使用料規程に基づいて運用してまいりました。その間、新聞著作権協議会の加入など、管理著作物の拡充を図ってきておりますが、使用料金の値上げ等は一切行わず、ひたすらその社会的使命を全うすべく努力してまいりました。

しかし、委託を受けている権利者の強い意向を受け、また同時に社会的な変化に対応し、てゆくために、この度、使用料規程の改定を行うことといたしました。この改定における使用料額は、大変広い分野にまたがる委託権利者それぞれの希望要望を検討した結果です。また、同時にセンターの社会的な使命役割から、これまでの運用実績と利用される企業・団体の利便性をも勘案いたしました。

昨今の著作物の円滑な流通に際しては、当センターを始めとする集中処理機構が重要な役割を担ってゆく状況でございます。是非、今回の使用料規程改定の主旨をご理解いただき、今後ともご協力をお願い申し上げます。

(使用料金改定の骨子)

① 今回の改定に際しては、単価 2 円を 4 円に改定いたします。

ただし、利用者側にも配慮して、過渡的に単価 3 円の期間を設け、2 年程度の期間で段階的に新使用料規程を適用いたします。

② 利用者に対して情報や利用しやすいシステムなどの提供を行い、利用者と権利者、双方の中間に位置し、集中処理機構としての社会的な役割を担っていきます。

以上

2013 年 2 月 18 日

公益社団法人日本複製権センター

「使用料規程」の主な改定点

1. 使用料単価を平成 25 年 4 月 1 日より 2 年間「3 円」に改定いたします。
また、平成 27 年 4 月 1 日より「4 円」に改定いたします。
2. 包括契約に「最低使用料金」を設定いたします。
平成 25 年 4 月 1 日より包括許諾契約の年間使用料が 1,800 円に満たない場合は、最低使用料金として「1,800 円」を適用いたします。
また、平成 27 年 4 月 1 日より「2,400 円」を適用いたします。
3. 個別契約に「基本使用料」を設定いたします。
個別許諾契約において、「基本使用料」として 500 円を設定いたします。
よって、個別許諾契約の使用料は、算定式で算出された使用料に基本使用料を加算した額となります。
ます。
4. 第 2 節の包括許諾契約の契約方式の見直しをいたします。
 - (1) 現行 3 種類の契約方式を見直し、「実額方式」と「簡易方式」の 2 種類に簡素化いたします。
 - (2) 現行 4 種類の簡易方式を見直し、「全コピー機台数方式」と「全従業員方式」の 2 方式に簡素化いたします。

以 上